

高根沢町新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル
審査方法・審査基準

1 審査方法

- (1) 審査は高根沢町新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査方法は、提出書類による書類審査及びプレゼンテーション審査とする。
- (3) 審査委員会の各委員が3の審査基準に従い点数化して個別に審査し、全委員の点数を合計して得点の高い者から順位付けを行うものとする。なお、合計点と同じ者があったときは、提案課題1の評価が高い者を上位とし、それでもなお同点であった場合は提案課題3の評価が高い者を上位とする。
それでもなお同点であった場合は、審査委員会が審議し、理由を付して順位を決定するものとする。
- (4) 上位の者から順に、①受注予定者 ②次点 を選定する。
- (5) 満点の10分の6に達しない点数をつけた審査委員が過半数となった参加者については、順位づけを行わないものとする。

2 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションの実施要領は、次のとおりとする。

- ・説明者は、参加者（コンソーシアムにあっては、構成員）に直接雇用されている者3名以内とし、うち1名は原則として業務主任技術者とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、30分以内とする。
- ・プレゼンテーションにおける必須説明事項は次のとおりとする。
 - ① 本業務の実施に当たっての基本的な取組方針、基本姿勢
 - ② 業務の各段階において客観的・論理的な検討資料を作成するための具体的手法
 - ③ PPP/PFI 事業実施の可能性を把握するためのヒアリング内容
 - ④ 要求水準以上に実施する業務がある場合は、当該業務についての提案内容
- ・プレゼンテーション後、質疑応答の時間を20分程度設けるものとし、質疑応答の内容も審査に含めるものとする。なお、提出書類の内容について質疑を行うこともある。
- ・プレゼンテーションにおいて説明・提案する業務内容は提案書に記載されている事項とし、プレゼンテーションの場における新たな業務提案はできないものとする。
- ・プレゼンテーションにあたり、プロジェクターの使用を認める。この場合において、提出書類に記載の内容（写真や図表を含む）に限り、PowerPoint 用に編集することを認める。なお、原則としてプロジェクターや端末等の機材は参加者自身が準備することとするが、事前に申出があった場合に限り、町が所有するプロジェクター（EPSON EB-S18）を使用することができる。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、プレゼンテーションをリモート会議シス

テム（Zoom）により行うことがある。この場合において、説明者の拠点は3拠点以内とする。また、Zoomのホストアカウントは町が用意するが、説明者側の接続環境（機材・通信費を含む）は説明者側が整えるものとする。

- プレゼンテーションの日時については、実施の2週間前までに、プロポーザル事務局が参加者に対し個別に通知するものとする。

3 審査基準

	評価項目	評価の着目点	配点
1	取組姿勢及び 実施体制	①取組姿勢 町民のコンセンサスを得ながら本業務に積極的に取組む熱意が感じられる。	5
		②実施体制 知識と経験を有する技術者が効果的に配置され、チームとしてその能力を十分に発揮することが期待できる。	10
2	提案内容	①提案課題1 業務の各段階において客観的・論理的な検討資料を作成するための具体的手法	25
		②提案課題2 PPP/PFI 事業実施の可能性把握に係る民間事業者ヒアリング	5
		③提案課題3 業務目的に沿った、よりよい構想・計画を策定するための提案	10
3	プレゼンテーション 及びヒアリング	①専門技術力 説明内容が提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分発揮することが期待できる。	10
		②コミュニケーション能力 質問の意図を理解し、質問に対する応答が明快かつ迅速で、スムーズな業務実施が期待できる。	10
4	総合評価	①参考見積 本業務に係る費用の見積り内容と見積額に妥当性があり、限度額の範囲内で効果的に業務を実施することが期待できる。	5
		②総合評価 本町をよく理解した上で、本業務の目的を達成するための十分な能力があり、業務をよりよく、確実に履行することが期待できる。	20
合 計 (委員 1 人あたり)			100